

平成 2 7 年

第 1 回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 2 7 年 2 月 3 日

神戸市 センタープラザ 1 1 階大会議室

平成 27 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

第 1 日（平成 27 年 2 月 3 日） 会議録

議事日程

平成 27 年 2 月 3 日午後 2 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 平成 26 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第 2 号)
- 第 4 議案第 2 号 平成 26 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議案第 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する
条例制定の件
- 第 6 議案第 4 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会
条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第 5 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する
条例制定の件
- 第 8 議案第 6 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第 7 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基
金条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 10 議案第 8 号 平成 27 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 11 議案第 9 号 平成 27 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計予算
- 第 12 陳情第 1 号 後期高齢者医療制度の保険料「特例軽減」の存続をもとめる陳情

- 第 1 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（訴えの提起）
- 第 1 4 一般質問
- 第 1 5 議長の辞職
- 第 1 6 議長の選挙
- 第 1 7 副議長の辞職
- 第 1 8 副議長の選挙
- 第 1 9 同意第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件
- 第 2 0 同意第 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件
- 第 2 1 議会運営委員会委員の選任
-

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（35名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 玉 田 敏 郎 | 2 番 石 田 哲 也 |
| 6 番 濱 田 育 孝 | 7 番 岡 本 威 |
| 8 番 行 澤 睦 雄 | 9 番 瀬 川 英 臣 |
| 1 0 番 齋 藤 哲 也 | 1 1 番 岡 田 康 裕 |
| 1 2 番 小 西 千 之 | 1 3 番 明 石 元 秀 |
| 1 5 番 北 山 照 昭 | 1 6 番 大 眉 均 |
| 1 7 番 登 幸 人 | 1 8 番 本 莊 重 弘 |
| 1 9 番 井 上 嘉 之 | 2 0 番 吉 岡 正 剛 |
| 2 1 番 西 村 和 平 | 2 3 番 藤 原 敏 憲 |
| 2 4 番 鬼 頭 哲 也 | 2 5 番 小 島 一 |
| 2 6 番 多 次 勝 昭 | 2 7 番 森 和 重 |

28番 福元晶三 29番 安田正義
30番 宮脇修 31番 笹倉康司
32番 古谷博 34番 細岡重義
35番 岡本哲夫 36番 橋本省三
37番 八幡儀則 38番 遠山寛
39番 庵途典章 40番 浜上勇人
41番 岡本英樹

欠席議員（5名）

3番 稲村和美 4番 泉房穂
5番 松永博 14番 片山象三
22番 酒井隆明

説明のため出席した者

広域連合長 山中健
副広域連合長 戸田善規
副広域連合長 清水ひろ子
副広域連合長 竹内通弘
事務局長 土井義和
資格保険料課長 株柳典昭
給付課長 北出美穂
給付課課長補佐 堀信也

職務のため出席した職員

総務課長 堀勤一
事務職員 白井秀幸

(午後 2 時開会)

○議長（玉田敏郎） ただいまの出席議員は 35 名で、定足数に達しております。

ただいまから、平成 27 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

山中広域連合長。

○広域連合長（山中 健） 平成 27 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席を賜りまして本当にありがとうございます。

また、各市町におかれましては、日ごろより後期高齢者医療制度の運営にご努力いただいていることにこの場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成 20 年 4 月に施行されてから来年度で 8 年目を迎えるようとしております。途中、国において廃止を含めた制度見直しの議論も行われましたが、これまで円滑に運営することができたのも、ひとえに各市町におけるご尽力の賜物と感謝しております。

現在、国においては、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化を初め、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の見直しなど、医療保険制度改革の議論が行われているところですが、今後もこれらの国の動きを注視するとともに、制度の運営主体である広域連合として、被保険者が安心して医療を受けられるよう、関係 41 市町とよく連携、協力し、より一層、安定的な制度運営に努めていきたいと考えております。

本日もご提案いたします議案にも、職員定数の増を上げておりますが、引き続き、この安定的な事務運営を図るためには、業務量に見合った事務体制が必要であると考えております。今後、被保険者数の増加が予測され、派遣職員が行う事務量も増加することから、さらなる職員数の増も必要となります。今後は、これらの状況に対応するため、職員派遣のあり方についても再検討したいと考えております。

このほか、本日は、平成27年度広域連合予算案等諸案件を提案させていただいております。

各議案につきましては、後ほどご説明いたしますので、何卒ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（玉田敏郎）　これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に、諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から監査報告第3号より第5号に至る報告がありました。

次に、去る1月14日、播磨町清水議員より1月19日付で議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、議長においてこれを許可いたしましたから、ご報告申し上げます。

次に、去る1月20日、欠員となっておりました議会運営委員会委員に、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第3条ただし書きの規定に基づき、議長において赤穂市 重松議員及び川西市 本荘議員を指名いたしましたから、ご報告申し上げます。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、8番、伊丹市 行澤議員及び31番、多可町 笹倉議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田敏郎）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 3、議案第 1 号「平成 26 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第 2 号）」及び日程第 4、議案第 2 号「平成 26 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土井事務局長。

○事務局長（土井義和） ただいま上程されました、議案第 1 号「平成 26 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第 2 号）」及び議案第 2 号「平成 26 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、相互に関連しておりますので、一括ご説明申し上げます。

定例会提出議案の 1 ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第 1 号「平成 26 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第 2 号）」でございます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ 1, 120 万 9, 000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 50 億 5, 144 万 5, 000 円とするものでございます。

それでは、平成 26 年度補正予算に関する説明書により、ご説明申し上げます。

説明書の 2 ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第 2 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金は、保険料収納対策等の実施市町に対する医療費適正化推進補助金の財源となる国の後期高齢者医療制度事業費補助金 234 万 9, 000 円を増額するものでございます。

第 4 款繰入金、第 1 項基金繰入金は、市町が実施する説明会の開催並びに周知・広報に要する経費に充てる財源として、臨時特例基金繰入金 875 万 5, 000 円を増額するものでございます。

第 6 款諸収入、第 2 項雑入は、平成 25 年度特別対策補助金の精算分 10 万 5, 000 円を増額するものでございます。

以上合計で、一般会計の歳入補正額は1, 120万9, 000円の増額となっております。

次に、歳出予算についてご説明を申し上げます。

3ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費は、歳入でご説明を申し上げました医療費適正化推進事業に係る各市町への補助金234万9, 000円を増額し、説明会の開催並びに周知・広報に要する経費に係る各市町への特別対策補助金875万5, 000円と特別対策補助金の精算操出金10万5, 000円を増額するものでございます。

以上、一般会計の歳出補正額は、合計で1, 120万9, 000円の増額となっております。

次に、議案第2号「平成26年度兵庫県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明を申し上げます。

定例会提出議案にお戻りいただきまして、3ページをお開きいただきたいと存じます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6, 644万4, 000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6, 624億2, 239万7, 000円とするものでございます。

これは、国・県高額医療費負担金につきまして、会計検査院より指摘のあったものを返還するため、また、特別調整交付金を国に返還するため増額するとともに、特別高額医療費共同事業について、実績を踏まえて必要な補正を行おうとするものでございます。

それでは、平成26年度補正予算に関する説明書にまたお進みいただきまして、ご説明を申し上げます。

説明書の6ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目老人医療費国庫補助金562万6, 000円は、特別高額医療費共同事業補助金の増加が見込まれるために増額するもので、第4目後期高齢者医療災害臨時特例補助金17

万5,000円は、東日本大震災の被災に伴う療養の給付に係る一部負担金の免除、及び保険料の減免の特定措置の実施による医療保険者の負担増分が補助されるもので、その補助金の交付が見込まれるため、増額をするものでございます。

第5款特別高額医療費共同事業交付金1,340万3,000円の増額は、交付額の増加によるものでございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金10万5,000円の増額は、平成25年度特別対策補助金の精算繰入金でございます。

第2項基金繰入金、第2目後期高齢者医療給付費準備基金繰入金4,713万5,000円は、先ほどご説明申し上げました国・県高額医療費負担金について会計検査院より指摘のあったものを返還するため、また、特別調整交付金を国に返還するための増額でございます。

以上合計で、特別会計の歳入補正額は、6,644万4,000円の増額となっております。

次に、7ページをご覧ください。

歳出予算でございますが、第3款特別高額医療費共同事業拠出金1,997万2,000円の増額は、拠出額の増加によるものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金4,647万2,000円の増額は、国・県高額医療費負担金について会計検査院より指摘のあったものを返還するため、また、特別調整交付金を国に返還するための増額でございます。

以上合計で、特別会計の歳出補正額は6,644万4,000円の増額となっております。

以上、議案第1号及び議案第2号についてご説明を申し上げます。

何卒、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（玉田敏郎） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、三木市 大眉議員。

自席でご発言願います。

大眉議員。

○16番（大眉 均） ただいま説明をいただきました平成26年度の一般会計の補正予算についてお尋ねをするわけでございますが、医療費適正化推進事業の234万9,000円は、これは国の補助で、各市町に補助金として出すものでございますけれども、具体的にどういう事業をやられたのか。それから、もう一つの特別対策事業補助金として875万5,000円増額されておられますけれども、これは各市町におかれまして行っている長寿・健康増進事業というものの取り組みだと思っておりますけれども、今年度から新たな事業が始まったと、あるいはまた、交付金のあり方についても変わってきたというふうにお聞きをしておりますけれども、具体的な取り組みについてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（玉田敏郎） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） 私のほうからお答え申し上げたいと思います。

まず、医療費適正化等推進事業補助金、具体的にどういうものかとお尋ねでございます。これにつきましては、各市町が実施をしてございます訪問、あるいは電話等による保険料の納付相談の対応、あるいは口座振替の勧奨、催促等、保険料の収納対策、これに関する事業に要する経費を各市町に対して補助金を交付するものでございます。これにつきましては、財源として国庫補助があたっておるわけでございまして、毎年この交付決定に基づいて増額補正をしているところでございます。

次に、特別対策補助金でございます。875万5,000円の増額補正ということでございますが、この内容は、後期高齢者医療制度につきまして、各市町が実施をする説明会、あるいは周知・広報の実施、あるいは窓口において端末を設置するなどのきめ細やかな相談対策整備に要する経費、これに対する補助でございます。これも国のほうからの財源を充てることになってございます。

それから、議員ご指摘の長寿・健康増進事業のことでございます。今回の補正の金

額には提示してございませんが、内容的を申し上げますと、まず一つは、75歳以上の人間ドックでございます。これにつきましては、実施をされている市町に対して広域連合といたしまして補助をしてございます。26年度は実施される町が1町増えまして、合わせまして17市5町、22団体で実施されています。この人間ドックの受診者数の見込みでございますけれども、25年度が1,987人でございます。今年度は、現在のところ見込みといたしまして2,485人ということで、498人、約500人の方が増加をしているということで、25%ほど増加してございます。

それから、次にもう一つございます。肺炎球菌ワクチンの接種助成事業でございます。これも25年度から新規事業ということで実施をしてまいったところでございますが、予防接種法が改正されまして、26年度10月以降はこの肺炎球菌ワクチン接種助成事業につきましては、各市町村、基礎自治体における事業として実施をされることになったところでございます。したがって、広域連合としてはこの長寿・健康増進事業の対象からは10月以降は外れるということになってございます。その影響もございませうでしょうか、上半期の申請団体が少し減ってございます。昨年度は26市町でございましたが、今年度は18市町になってございます。これはやはり、各市町、基礎自治体で実施をされるということで、政策の位置づけが変わったということでの変化かなと認識をしておるところでございます。

それから、もう1点の事業でございます。はり、きゅう、マッサージ助成事業でございます。これも25年度は11市に助成をいたしました。26年度は1市増加をいたしまして12市を対象に助成をする見込みでございます。議員からのお尋ねがございましたこの補助の仕方が変わったのではないかとございませうございますが、これにつきましては、財源といたしましては国からの特別調整交付金10分の10ということでございまして、これまでは特に人間ドック等につきましては、上限がなかったわけでございますけれども、保健事業、データヘルス計画の実施に当たりまして、特別調整交付金の交付の仕方を26年度に変更してございます。国のほうから通知がございまして、これにつきましては前年度の事業費をベースにしまして、被保険者数の増まで

の伸びに留めるということで、上限が設けられたところでございます。したがって、これまでも実施される市町に対しまして全額補助ができたわけでございますが、上限が設定されましたので、その全体の枠から各市町にお渡しをするという形になりますので、全額交付できないというところも今後出てくるのではないかという感じを持ってございます。ただ、今の見込みではそんなに大きい減少率ではございませんので、各市町におかれて実施に影響を与えるというようなものではないのではないかなというふうに思っております。

上限を設けた理由としましては、一方で保健事業のデータヘルス計画の実施について、特別調整交付金を財源にして、助成をするということでございますが、これにつきましてはまだ、国から通知があったところで、各市町とも広域連合も含めまして多額の助成を受けて、事業を実施するという、本年度はまだその段階まで行っていないのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（玉田敏郎） 大眉議員。

○16番（大眉 均） 長寿・健康増進事業につきまして、人間ドックということと、それから、はり、きゅう、マッサージということが言われたわけですが、ほかのところで見ますと、社会活動参加支援ということで、運動とか健康施設の利用助成などが上げられているところがあるかと思うんですけど、こういう事業は、この対象にはなっていないのでしょうか。

○議長（玉田敏郎） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） ただいまのご質問にございました運動健康施設の利用助成、この事業につきましては、特別調整交付金の対象事業になってございますが、県内41市町では、これを実施されているところはございません。

以上でございます。

○議長（玉田敏郎） 大眉議員。

○16番（大眉 均） そうすると、こういう今後、そういうことを計画される市

町があれば対象になるということでございますね。

○議長（玉田敏郎） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） 国はもう長寿・健康増進事業につきまして、今、ご指摘のございました内容につきましては、スポーツクラブ、健康施設等の利用状況につきまして、入浴施設、あるいは宿泊施設等の利用料に対する助成を含む場合の取り扱いということで、これにつきましては、健康保持増進効果があるということが一つの要件になってございまして、ある程度内容について審査をした上でということになるかと思えます。いずれにしましても、国の10分の10の特別交付金でございますので、実際の提供に当たりましては、国との協議が必要ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（玉田敏郎） 質疑は終わりました。

本件について、他に発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田敏郎） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例制定の件」及び日程第6、議案第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土井事務局長。

○事務局長（土井義和） ただいま上程されました、議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例制定の件」及び議案第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

制定の件」につきまして、一括ご説明申し上げます。

定例会提出議案の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 3 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。

本件は、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備するために、先に改正されました行政手続法と同様の趣旨の改正を行政手続条例について行おうとするものでございます。

条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、7 ページをお開きいただきたいと思います。

第 3 3 条第 2 項につきましては、7 ページの右下、右の端でございますが、そこから 8 ページにかけて記載をしてございますが、許認可等をする権限、または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示して行政指導をする際の行政指導の方式の要件を新たに定めようとするものでございます。

次に、第 3 4 条の 2 は、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方が、法令の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に、中止等を求めることができるものとし、その手続の要件を新たに定めようとするものでございます。

続いて、9 ページをご覧ください。

第 3 4 条の 3 は、何人も法令違反の事実を発見した場合には是正のための処分、または行政指導をすることを求めることができるものとし、その手続の要件を新たに定めようとするものでございます。このほかは、条番号及び文言等の整備でございます。

次に、議案第 4 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件」についてご説明を申し上げます。

定例会提出議案の 1 0 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、現在、導入に向けて準備を進めております社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に対応するため、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務を追加し、また、情報公開及び個人情報保護に係る不服申し立てに的確に対応できるよう、

審査会の委員の定数を増員しようとするものでございます。

条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、11ページをご覧ください。

第3条第1項第4号は、所掌事務に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で実施することが定められている特定個人情報保護評価の第三者点検に関する事項を追加しようとするものでございます。

第4条は、審査会の委員の定数を5人以内から7人以内へと増員しようとするものでございます。

以上、議案第3号及び議案第4号につきまして、一括ご説明を申し上げます。

何卒、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（玉田敏郎） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第3号及び議案第4号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田敏郎） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第8、議案第6号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第9、議案第7号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第10、議案第8号「平成27年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、日程第11、議案第9号「平成27年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」及び日程第12、陳情第1号「後期高齢者医療制度の保険料「特例軽減」の存続をもとめる陳情」を一括議題といたします。

提案理由及び陳情に対する執行機関の説明を求めます。

土井事務局長。

○事務局長（土井義和）　　ただいま上程されました、議案第5号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第6号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第7号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第8号「平成27年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、議案第9号「平成27年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」及び陳情第1号「後期高齢者医療制度の保険料「特例軽減」の存続をもとめる陳情」につきまして、相互に関連しておりますので、一括ご説明を申し上げます。

定例会提出議案の12ページをお開きいただきたいと思います。

まず、議案第5号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。

本件は、被保険者数の増加に伴う業務量の増加に対応するため、広域連合長の事務部局の職員定数を増員しようとするもの、また、広域連合長以外の執行機関の事務部局の職員の充て方について、所要の改正を行おうとするものでございます。

条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、13ページをご覧ください。

第2条第1項第1号は、広域連合長の事務部局の職員定数を30人から32人へと増員しようとするものでございます。第2項は、議会、選挙管理委員会、監査委員の事務部局の職員について、独立性や専門性が求められる場合に、広域連合長の事務部局の職員以外からも充てることを可能にしようとするものでございます。

次に、議案第6号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、ご説明を申し上げます。

定例会提出議案の14ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、平成27年度以降の保険料について、被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象となる軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行

おうとするものでございます。

条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、15ページをご覧ください。

第16条第1項第2号は、5割の保険料軽減を、同項第3号は、2割の保険料軽減の判定所得の見直しを行おうとするものでございます。

次に、議案第7号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」について、ご説明を申し上げます。

定例会提出議案の16ページをお開きください。

本件は、保険料軽減対策の財源等に充てるための基金条例の改正を行おうとするものでございます。

条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、17ページをご覧ください。

附則第2項で、この条例は平成27年3月31日で失効するとしていたものを、平成28年3月31日に改めるものでございます。

次に、議案第8号「平成27年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、ご説明を申し上げます。

定例会提出議案の18ページをお開きください。

本予算は、一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ51億7,509万8,000円とするものでございます。

それでは、平成27年度予算に関する説明書により、ご説明を申し上げます。

説明書の10ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、各市町からの共通経費負担金で12億5,214万円。

第2款国庫支出金、第2項国庫補助金は、医療費適正化推進事業に係る後期高齢者医療制度事業費補助金1,034万3,000円と、平成27年度の保険料軽減の特例分として交付をされる高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金37億4,154万

1,000円。

第3款繰入金、第1項基金繰入金は、説明会の開催及び周知・広報に係る臨時特例基金繰入金として938万4,000円、第2項特別会計繰入金は、長寿・健康増進事業に係る特別調整交付金1億6,038万8,000円をそれぞれ計上しております。

第4款繰越金は、存目でございます。

第5款諸収入は、第1項預金利子10万円、第2項雑入は、基金利子収入等120万1,000円を計上しております。

以上、一般会計の歳入予算総額は51億7,509万8,000円となっております。

次に、12ページをお開きください。

歳出予算でございます。第1款議会費は、広域連合議会の開催経費129万8,000円でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費は51億7,062万円を計上しております。

総務管理費の主な内訳でございますが、第1目一般管理費、第7節賃金1,083万6,000円は、事務局臨時職員の賃金でございます。

13ページにお進みをいただきます。

第11節需用費2,166万6,000円は、用紙代等の消耗品費、被保険者証、パンフレット等の印刷費等。

第12節役務費1億4,327万1,000円は、郵送代等の通信運搬費等。

第13節委託料7億110万2,000円は、標準システムの運用・保守業務、高額療養費等給付業務等の委託費でございます。

第14節使用料及び賃借料1億578万1,000円は、電算処理システム機器賃借料、広域連合事務室の賃借料等。

第19節負担金、補助及び交付金4億3,790万8,000円は、事務局職員の給与費負担金、市町が実施する長寿・健康増進事業の財源に充てる特別対策補助金等

でございます。

第25節積立金37億4,274万1,000円は、平成27年度の保険料軽減措置のための臨時特例基金への積立金でございます。

第2項選挙費は10万9,000円。

第3項監査委員費は7万1,000円を計上いたしております。

次に、14ページをお開きください。

第3款予備費は、前年度と同額の300万円を計上いたしております。

以上、一般会計の歳出予算総額は51億7,509万8,000円となっております。

続きまして、議案第9号「平成27年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

定例会提出議案の本にお戻りいただきまして、21ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ6,538億6,621万4,000円とするものでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を200億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用できる場合を定めるものであり、同一款内での流用を可能にするものでございます。

それでは、平成27年度予算に関する説明書により、ご説明を申し上げます。

説明書の16ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入予算でございます。

第1款市町支出金、第1項市町負担金は、各市町の保険料等負担金657億3,874万3,000円、及び療養給付費負担金511億4,681万5,000円を計上いたしております。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、療養給付費負担金1,534億4,044万1,000円、高額医療費負担金25億9,632万7,000円。

第2項国庫補助金は、調整交付金472億1,799万8,000円、健康診査費補助金2億2,663万8,000円、老人医療費国庫補助金7,176万1,000円を計上いたしております。

第3款県支出金、第1項県負担金は、療養給付費負担金511億4,681万4,000円、高額医療費負担金25億9,632万7,000円。

第2項財政安定化基金支出金は、17億250万円を計上いたしております。

次に、17ページへお移りいただきたいと存じます。

第4款支払基金交付金は、現役世代からの支援金で2,721億4,706万4,000円。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は1億8,959万1,000円を計上いたしております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は、存目。

第2項基金繰入金は、低所得者及び被用者保険の被扶養者に係る平成27年度の保険料軽減の財源に充てるために、国からの交付金により積み立てた臨時特例基金からの繰入金として39億2,945万8,000円を、特別会計における剰余金を積み立てた給付費準備基金からの繰入金として、10億3,923万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

第7款繰越金と第8款県財政安定化基金借入金は、存目でございます。

次に、18ページをお開きいただきたいと存じます。

第9款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料は、延滞金等781万6,000円。

第2項預金利子は848万円。

第3項雑入は、第三者納付金等6億6,020万7,000円を計上いたしております。

以上、特別会計の歳入予算総額は6,538億6,621万4,000円となっております。

次に、19ページに移らせていただきます。

歳出予算でございます。

第1款保険給付費、第1項療養諸費は、後期高齢者医療にかかる療養諸費で、療養給付費6,168億953万8,000円、訪問看護療養費31億1,775万9,000円、特別療養費100万円、移送費10万円、審査支払手数料11億2,312万円を計上いたしております。

第2項高額療養諸費は、高額療養費286億3,853万5,000円、高額介護合算療養費7億3,103万8,000円。

第3項その他医療給付費は、葬祭費19億7,120万円を計上いたしております。

第2款県財政安定化基金拠出金は2億8,661万3,000円でございます。

次に、20ページをお開きください。

第3款特別高額医療費共同事業拠出金は1億8,959万1,000円。

第4款保健事業費は、市町が実施する歯科健診を含む健康診査に要する経費6億7,991万6,000円を計上いたしております。

第5款公債費は、一時借入金利子5,671万3,000円。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、保険料の過年度還付金等で1億70万1,000円。

第2項繰出金は、市町の長寿・健康増進事業に係る特別調整交付金1億6,038万8,000円。

第3項基金積立金及び21ページに移りますが、第7款の予備費は、存目でございます。

以上、特別会計の歳出予算総額は6,538億6,621万4,000円となっております。

次に、陳情第1号につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、国の予算措置により実施されている保険料軽減特例措置について、現在見直しを検討されておりますが、その軽減特例を廃止しないよう、議会として国に意見を上げること、及び消費税増税分を社会保障費に使うとされている以上、国や県の負

担割合を増やし、保険料が上がらないよう国、県へ要請することを求めるものでございます。

まず、保険料の軽減特例につきましては、後期高齢者医療制度施行に当たり、激変緩和の観点から、平成20年度以降毎年度、国の予算措置により実施をしているものでございます。後期高齢者医療制度では、低所得者の負担を軽くするため、一定の所得より低い方の保険料の均等割を所得に応じて7割、5割、2割の軽減とすることが政令本則で規定をされております。この軽減特例は、これに加えて、7割軽減に当たる方については、8.5割、所得によっては9割に軽減割合を引き上げ、また、所得割の5割軽減を行うとともに、被扶養者であった方の均等割の軽減割合も5割から9割に引き上げるなどしているものでございます。

去る平成26年6月24日に閣議決定をされました「経済財政運営と改革の基本方針2014」、いわゆる骨太の方針では、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について、段階的に見直しを進めることを検討するとされたところでございます。

そして、平成27年1月13日に決定をされました「医療保険制度改革骨子」におきましては、「保険料軽減特例については、段階的に縮小し、その実施に当たっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充、あるいは年金生活者支援給付金の支給と合わせて実施をすることにより、低所得者に配慮をしつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとする。激変緩和措置の具体的な内容については、今後も検討し、結論を得る」とされたところでございます。

当広域連合といたしましては、これまでも現行制度による保険料軽減の特例措置につきましては、安定化を図る観点から恒久的な制度とし、また、財源につきましてもこれまで同様、全額国庫とすることを全国協議会を通じ、また、単独でも国に要望してまいりました。しかしながら、国の見直し方針が明確になってきたことから、昨年11月には全国協議会を通じて、「保険料については、高齢者の生活環境を十分把握した上で、保険料負担の軽減などを設定するとともに、その見直しに当たっても過度

の負担や急激な変化とならないよう十分に配慮し、実施に当たっては、国による丁寧な説明と周知を行い、国民の混乱を招かないよう進めること。」といった内容の要望をしたところでございます。

次に、消費税増収分について、社会保障費に使うとされていることについてでございますが、後期高齢者医療保険におきましては、消費税増収分を活用した社会保障の充実策の一つとして、平成26年度に低所得者の保険料軽減措置の拡充が実施をされたところでございます。

また、国の定率負担金、調整交付金の拡充などにつきましては、全国協議会を通じて要望を行ってまいったところでございます。

保険料軽減、あるいは被保険者の保険料が過度にならないよう、公費の負担を求めることにつきまして、今後とも機会を捉えて、引き続き要望を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、議案第5号から議案第9号及び陳情第1号につきまして、一括ご説明を申し上げます。

何卒、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（玉田敏郎） 提案理由及び陳情に対する執行機関の説明が終わりました。

本件について、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、三木市 大眉議員。自席でご発言願います。

大眉議員。

○16番（大眉 均） ただいま説明をいただきました、議案第9号「平成27年度後期高齢者医療特別会計予算」についてお尋ねをいたします。

まず、保険給付費についてでございますが、前年対比94億2,447万円の増で、6,523億9,229万円となっております。昨年の保険料改定の際の資料でございますが、それによりますと、平成27年度の見込みといたしまして、1人当たりの医療給付費を95万4,785円、被保険者数を71万464人として医療給付

費を6,783億4,052万7,000円とこういうふうに見込んでおられましたけれども、この見込みですと約260億円少ないという予算計上になっておるわけでございます。この辺のところ、新年度の被保険者数、並びに給付費の算出方法、それから、今後の見込みについて、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、健康診査費で6億7,991万6,000円という補助金が計上されておりますけれども、前年度対比で494万8,000円の減額となっております。受診率の向上のために、目標を20%とされておられまして、各市町で行われております健康診査、これの受診率の向上ということが掲げられておりますけれども、この減額の理由、それから、現在の健康診査の状況と今後の計画につきまして、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、今年度から24市町で歯科健診が行われておりますけれども、来年度は4市町増えるということで、28市町で行われることになっておりますけれども、この状況につきましてもご説明をお願いしたいと思います。

○議長（玉田敏郎） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） 大眉議員のお尋ねに私のほうからお答え申し上げたいと思います。

まず1点目の保険給付費に関連するご質問でございます。

平成27年度予算におきまして、保険給付費は約6,523億円計上してございます。その大半が医療機関等にお支払いをいたします医療給付費でございまして、それ以外に審査支払手数料、葬祭費を加えたものを保険給付費として計上してございます。この医療機関等にお支払いする医療給付費でございしますが、被保険者数と1人当たりの医療給付費、この2つの伸びを予測いたしまして、積算をしたところでございます。

ご質問にございましたように、昨年度の保険料改定時のときと違うのではないかとということでございます。まず、平成27年度の予算における被保険者数の見込みでございしますが、これにつきましては、国立社会保障人口問題研究所の人口推計を勘案し、被保険者数は69万1,194人と見込んでございます。これは、保険料改定時より

も1万9,000人ほど少し低いことになってございますが、これはいろいろ見ておきますと、昭和13年、14年、日中戦争のときにお生まれになられた方がその2年間は少ないという事情がどうもあるようでございます。その特殊要因というのも保険料改定のときに十分そこまで精査できていなかったということもございまして、今回はその状況を踏まえて推計を出しておるところでございます。

次に、1人当たり医療給付費でございます。これは医科、歯科、調剤及び入院、入院外等の区別に算出をいたしまして、計上しているものでございます。これも伸び率を対前年度比、過去6年間の平均を用いてございます。平成27年度は93万9,386円、1人当たりの医療給付費を見込んでございます。これによりまして、医療給付費全体で6,493億円になっておるところでございます。これも昨年の保険料改定のときに比べまして、1人当たりが約1万5,000円減少してございます。これも最近の医療費の伸びがやはり鈍化をしてきているというところでございます。26年度は、診療報酬の改定もございましたし、言われているところは、高齢者の方はやっぱり薬剤比率が高いということで、薬価の引き下げ等も影響しているのではないかなというように、1人当たり医療費の伸びというのが想定したよりも低いものになっているのではないかと考えてございます。そういった傾向を勘案いたしまして、27年度1人当たりの医療費を算定したところでございます。

この見込みということでございますが、こちらは実際、医療費の見込みを当てるというのは実際に難しいところがございます。とは申しましても、予算計上に当たりましては、試算をする必要があるわけでございます。1人当たりの医療費はどうなっていくか、28年度、保険料の改定の際に診療報酬の改定がどうなるか、あるいはこの医療費の伸びも今後トレンドがどうなっていくのかといったようなことをよく勘案した上で、次期保険料改定における医療費の推計に当たりましては、よく精査をしてまいりたいというふうに考えてございます。

もう1点でございます。健康診査費に係るご質問でございます。健康診査費は前年対比で494万8,000円、約500万円の減額になってございます。この理由に

関するお尋ねでございます。この理由でございますけれども、健康診査のまず受診率でございます。これは、25年度は14.89%でございます。26年度は16.25%となっているような状況でございます。予算上は、これを一つの目標といたしまして20%というふうに掲げてございます。予算上この率は変わってございません。

次に、受診者数でございます。状況を申し上げますと、25年度が9万3,243人、平成26年度が10万956人ということで、7,713人増加をしている状況でございます。この傾向から言いますと、予算上はむしろ増額ではないかということだと思います。実際に積算に当たりまして、この被保険者数から受診対象外になる方、長期入院、あるいは介護施設等に入所されている方、あるいは市町によりましては生活習慣病で治療をされている方、こういった方を対象外とするわけですが、この対象外となる方の比率の見込み、これが26年度予算におきましては3.71%、4%弱ということでございます。これは、27年度につきましては、このあたりの精度も大分、高めてきてございまして6.98%、約7%というような見込みでございます。従いまして、この受診対象外とする方の人数が増えたことによりまして、目標の受診率20%を掛けましてやりますと、予算上は減額になると。約500万円の減額となるということでございます。この受診につきましては、20%を目標にできるだけ早く到着できるように各市町に協力をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

それからもう1点、歯科健康診査の状況でございます。これは、平成26年度、今年度から国の補助対象になったわけでございます。これにつきまして、41市町の状況を申し上げますと、今年度、既に歯科健診を実施されている市町が22市町でございます。14市8町でございます。27年度以降に歯科健診を実施される予定の市町が9市町、8市1町と、合わせまして27年度以降で31市町、22市9町という見込みでございます。これにつきましては、事業費の3分の1を国庫補助、あと3分の2は保険料を充てているということもございしますので、できるだけ早く41市町で実施をいただくように、各市町をお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（玉田敏郎） 大眉議員。

○16番（大眉 均） 医療費の見込みというのは、なかなか難しいところだということとはよくわかっているわけなんですけれども、いつもお尋ねをしているわけでございます。特にこの26年度に保険料が改定されたということで、こういう保険料の引き上げの部分の見込みが違ってくるということでございますと、やはりその保険料の負担というものがどうなのかということが言われるわけでございます。そういう点で見込みの精査が必要だというふうに思うわけでございます。

それから、健康診査につきましては、歯科健診が増えたのに、実際の対象者は減ということで、予算上は500万円減になるというような話でございますが、この歯科健診にかかる部分と、その一般の健康診査の部分というのは、これは分けて考えるとどういうふうになるのでしょうか。

○議長（玉田敏郎） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） 歯科健診につきましては、26年度から実施ということで予算計上してございまして、総額で2,000万円計上してございます。27年度も同額を計上しているところでございます。従いまして、総額約6億8,000万円、ここから2,000万円を引いていただいた金額が従前からの健康診査の予算額でございます。

以上でございます。

○議長（玉田敏郎） 質疑は終わりました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

23番、養父市 藤原議員。登壇の上、ご発言願います。

（藤原議員 登壇）

○23番（藤原敏憲） 私は、陳情第1号、兵庫県後期高齢者医療制度の保険料特例軽減の存続をもとめる陳情につきまして、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

この特例軽減につきましては、先ほど事務局長が説明されましたように、後期高齢者医療制度が発足する時点で、全国的にこの制度に対するかなりの強い反対議論が出てまいりました。政府関係者からも疑問の声が出ていたことはご承知のとおりでございます。そのような中で、例えば、国民健康保険税では、保険料の低所得者への軽減措置として、7割、5割、2割という軽減がございますが、先ほど申し上げましたような全国的な状況や批判の声を受けて、後期高齢者の保険料はそれ以上の特例軽減を行うということに進んできたわけであります。

ところが、陳情の趣旨にも書かれておりますように、この特例軽減も2年後には廃止するという政府の方針を打ち出してきたわけでございます。高齢者を取り巻く環境というのは、年々厳しくなっております。年金の引き下げ、消費税の増額、さらには介護保険料の増額、後期高齢者医療保険料の増額など、暮らしを直撃している現状でございます。後期高齢者医療制度では、各市町が負担している保険料を引き下げる、各市町が負担をして被保険者の保険料を引き下げることができません。国は、消費税を増税するときは、社会保障に使うと言いながら、増税が決まった途端に社会保障費を削減しているということをご承知のとおりであります。高齢者が安心して暮らすことができる地域をつくっていくことは、ここにいる我々議員の大きな責務であると考えています。今回の陳情は、高齢者の実態を見て、現行の保険料軽減特例措置を存続してほしい、消費税増税分を社会保障に使うとしていた国、さらに県に対して、保険料がこれ以上上がらないよう、国、県の負担割合を増やしてほしいという、切実な声が込められたものであると認識をいたしております。

先ほど、事務局長の説明でもございましたが、閣議決定をされ、骨太方針が打ち出され、そして、後期高齢者医療制度が段階的に見直しされようとしております。先ほどの説明でもありましたが、介護保険料の軽減を行っていくという方針が打ち出されておりますが、残念ながら本年平成27年度は、全国的に介護保険料の改定が行われますが、ご承知のように大きくこの保険料が増額されようとしている現状でございます。激変緩和は今後、検討するという国の方針が打ち出されておりますが、それも定

かになっておりません。そして、全国の広域連合議会では、先ほどの説明でもございましたが、現在、特例で行っております軽減措置を恒久化してほしい。そして、その財源は国が負担すべきである、こういうことを全国的に要望してまいったわけであり、今回出されております陳情は、我々広域連合議会で全国的に要望してまいりました要望に沿った内容であるというふうに私は考えており、この陳情は我々広域議会としても当然、妥当なものとして認め、国に対して、県に対して要請すべき課題だという立場をとるべきではないかと考えております。

以上をもちまして、賛成討論といたします。ぜひ皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（玉田敏郎） 陳情に対する討論は終わりました。

他に発言の通告もありませんので、これより順次お諮りいたします。

まず、議案第5号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田敏郎） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田敏郎） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田敏郎） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田敏郎） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田敏郎） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号を起立の方法をもって採決いたします。

陳情第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（玉田敏郎） 起立少数であります。

よって、陳情第1号は不採択と決定いたしました。

次に、日程第13、報告第1号「専決処分の報告について（訴えの提起）」を議題といたします。

報告を求めます。

土井事務局長。

○事務局長（土井義和） ただいま上程されました、報告第1号「専決処分の報告について（訴えの提起）」につきまして、ご説明を申し上げます。

定例会提出議案の24ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第1項の規定に基づき、広域連合長において専決処分することができるとご指定をいただいている事項のうち、「目的物の価格が1件500万円以下である訴えの提起に関する事」に該当する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これをご報告するものでございます。

診療報酬の請求内容に不正・不当な事項等が認められた医療機関等に対し、診療報酬等の返還請求を行っておるところでございますが、本件の2医療機関に対しましては、これまで再三にわたり診療報酬の返還請求を行ってまいりましたが、一向に返還

を受ける見通しが立たないため、訴えの提起を行う旨の専決処分を平成27年1月23日に行いました。なお、返還請求の額は、1番の案件が221万9,463円及びこのうち162万7,971円に対する遅延損害金。2番の案件が100万323円及び同額に対する遅延損害金でございます。

以上、報告第1号についてご報告を申し上げます。

○議長（玉田敏郎） 報告は終わりました。

次に、日程第14、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これを許可いたします。

23番、養父市 藤原議員。自席でご発言願います。

藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 養父市の藤原です。

2点について質問をいたします。

会議規則では3回までと制限がございますので、聞く回数が。合わせて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず1点は、データヘルス計画でございます。このデータヘルス計画につきましては、趣旨が書かれておりますけれども、保険者がレセプト等のデータに基づき健康の保持増進のための保健事業としてこの計画を策定するものです。策定にあたっては、新しいことを目指すのではなく、これまでの取り組みを踏まえて、継続的な効果検証を行うとしております。そのために、健康診断と結果と医療受診の結果を用いてデータ分析を行い、データを用いた保健事業を行うと、このようにされておりますが、資料といいましても具体的に何をどうしていくのかということがもう一つ明確になっていないわけでありまして、そして、今後ですけれども、各市町からの意見を交換し、調整を図るといふふうになっております。各市町では、独自のさまざまな取り組みが行われてきているところであります。この各市町のこれまでの取り組みをどのように活かそうとしているのか、お答え願いたいと思いますし、合わせて、この3月末に策定する、つまりこのデータヘルス計画は、平成27年から29年の3年間の計画を策定

するとなっておりますけれども、昨年12月に各市町の担当者会議が初めて行われたわけでありまして。そして、この2月にも会議が開かれるようでありましてけれども、このような短期間で実のある計画になるのかというのが非常に不安であります。この点についてどのようなお考えで進められているのか伺います。担当者に聞かしても、せっかくの計画ですから、各市町がどのような取り組みをしているのか、これらを参考にしながら、我が町の健康増進計画、福祉計画を作っていきたいと、高齢者に対してもというふうに言っておるわけですが、このような短時間で本当にできるかどうかという不安な声も聞かれますが、どのように考えておられますか、伺いたいと思います。

合わせまして、この受診率の目標。先ほどの質疑でもございましたが、また、これまでから申し上げておりましたように、後期高齢者は特に、いわゆる人間ドックとか市民ドックとか、市町が行います健診は受診されませんが、先ほど事務局長が言われた入院されている方、介護保険対象の方はかかりつけ医の健診みたいなものをずっと受けておられますから、それらを対象人数から外していくべきではないかということのを再三申し上げて、そうしないと受診率がいつまでたってもこのままでは20%にならないということでお話をしてきたわけですが、その方向で進んでおまして、先ほど6%という数字が出されたわけでありまして、このような今の実態を見ながら受診率20%とする目標が掲げられておりますが、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（玉田敏郎） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） データヘルス計画についてのご質問でした。私のほうからお答え申し上げたいと思います。

このデータヘルス計画でございますが、各市町におかれましては、国民健康保険においてもデータヘルス計画の策定ということがございますので、既に取り組んでおられることと推察をいたします。平成25年6月に日本再興戦略ということで閣議決定をされました。その中で、今、藤原議員もご指摘のように健診のデータ、あるいは医

療費のデータ、これら分析の結果に基づいて保健事業計画を作っていくということでございます。これが各医療保険者ということで、健康保険組合、協会健保、それから国保というところでとどまるのかなというふうに思っておりましたら、私ども広域連合75歳以上についてもこのデータヘルス計画を策定するようという指針が出されたところでございます。この高齢者の医療の確保に関する法律、この法律上は私ども広域連合というのは保険者としての位置づけがされてございません。これは、各健保組合、協会健保、あるいは国保が保険者でございまして、私どもはその現役世代の支援金、あるいは公費、それから被保険者の保険料、それをいただいて医療保険の財政を運営していくという組織でございます。保健事業につきましては、高確法上、健康診査等を行うことについて努力義務ということになってございます。国保の場合でしたら特定健診、これが高確法上は義務ということになってございます。75歳以上については少し取り扱いが違うというところがございます。かつ、特定健診につきましては、その健診データの保存義務が各市町に課されてございます。健康診査につきましては、その点についても法律上うたわれておりません。そういった形で法律上は取り扱いが実際は違うんですけども、データヘルス計画については、いわゆる保険者という、保険者機能を持っているということで、策定をするようという指針に示されたところでございます。

実際には、議員ご指摘のように、各41市町が地域の実情に応じて、保健事業を実施されているところでございます。これは、もう広域連合が一本化して実施というのが現実的にはなかなか難しいところがございますので、いかに41市町、各市町が取り組まれている保健事業とタイアップして、このデータヘルス計画を作っていくのかということ私ども今、考えておるところでございます。今、お願いしていますのは、ここ3年間を一つの試行期間として、これは厚労省も認められるんですけども、平成30年度から本格的にやっというところでございます。この3年間は、いわば助走期間ということで、私どもも各41市町にお願いしておりますのは、1つはこの健康診査の受診率の向上計画、それから、各市町で健康増進についておやりになられ

ている計画。それから、もう1つは、このデータ分析をする前提としての環境整備の計画、これをお作りいただくというふうに今、お願いをしているところでございます。特に、そのデータ分析をする環境づくりということですが、医療費のデータが75歳以上については、私どもが一括して持つておるところでございます。ただ、健康診査につきましては、広域連合のほうではできませんので、各41市町に実施いただいて、データの記録ということもお願いしているところでございます。今、現実ですぐデータ分析ができるかといいますと、なかなかこれはできない状況でございます。と申しますのは、医療費のデータは持つておりますけど、健康診査のデータとマッチングするツールがまだ不十分でございます。これを今、国保連合会が全国にお作りになられている国保のデータベースシステム、いわゆるKDBシステム、これに各市町が健康診査のデータを登録いただいて、私ども広域連合のほうで医療費データとマッチングするというのが前提となってまいります。その健康診査のデータ、これをKDBに登録されているところが41市町のうちまだ2割強でございます。そういう状況でございますので、まずは、これを41市町が健康診査のデータをKDBシステムに登録いただくということを目指そうと。これは今すぐということではできませんし、財政的にも負担が生じるということでございますので、この3年間でそういったデータ分析の環境を整備していこうということを各市町にお願いをしておるところでございます。

それから、3月末にできるのかと、短期間でできるのかというお尋ねでございます。これにつきましては、まず、厚労省からの指針が昨年3月31日に出されました。ただ、具体的内容については、その後、お示しをするということでしたのですが、6月に広域連合だけではないですけど、国保も含めて一つの作成の手引きというのが示されたところでございます。各41市町もそれからのスタートになっているように思っております。ご指摘のようにこの今、2月の初めになりまして、あと2カ月でできるかといいますと、完璧な計画というのは難しいというふうに思っております。それからまずは3月までもう一度健康部門の関係者にお集まりいただいて、もう少し計画

を練りまして、まず、スタートとしての計画を作っていくと。向こう3年間また、41市町といろいろ協議を重ねながら、その計画を更新していくと。そういった現在進行形な計画づくりというのを考えておるところでございます。

それから、健康診査の受診率の目標を20%にということですが、これはかねてより申し上げているところでございますけども、この制度ができる前の老人保健法時代、このときの健康診査の受診率が県平均で20%ございました。これが低いんではないかというご意見もございますが、一方で75歳以上の方は概ね医療機関で受診をされていて、その中で健康チェックというのができるのではないかというご意見もございます。ここは正確な数字ではございませんけども、概ね8割の方は何らかの形で受診をされているのではないかといいますと、2割の方はあまり受診機会がなく、年に1回の健康チェックを受けられるという数字としては、ある程度、合理性があるのではないかなと思ってもございます。そういったことで、20%というのを目標に掲げてございまして、毎年、少しずつではございますが上昇してきているところでございます。これも41市町、非常に数字のばらつきがございますので、低いところにつきましては、この20%に近づけていくということでまた、ご尽力をいただけたらなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（玉田敏郎） 藤原議員。

○23番（藤原敏憲） そうしますと、先ほど言いましたように、この3月末で詳細なデータヘルス計画ができるということは、国保もそうなんですけども、国のほうから示されたのが非常に遅かったということで、どことも戸惑って。実際問題、本来でしたら4月1日スタートになるんですけども、実のあるものにはなかなかないだろうなというふうに思っています。特に後期高齢者医療広域連合は、また別の国保とは違ったものになってくるわけで、それをどう整合性を保っていくのか、後期高齢者医療広域連合とそれから国保、各市町の、どのような連携をしていくのか、単純に考えますと2つの計画が出てくるのではないかというふうに思ってしまったわけで

すけども、そうではなく、補完的なものということで広域連合の場合は理解をしておいてよろしいのでしょうか。と言いますのは、受診率のこともそうなんですけども、先ほど答弁されましたように20%ということが目標になっておりますが、実際上は、健診的なことを受けておられる高齢者の方は非常に多いと。後期高齢者の場合は、かなり医療にかかっておられますから、国保よりも本来でしたら受診率が上がるはずなんです、国保全体から見ましても。ところが、ほとんどの後期高齢者の対象の高齢者の皆さんの受診率というのは、県域でも14%ほど。国保のほうは30%になっているということですので、実態と合ったようなものにこの際すべきではないかというふうに思いますが、それらはどのように市町との調整を図っていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、2点目を質問いたします。保険料の不均一賦課の見直しということであります。これは、懇話会で議論をされてきたようで、その資料がホームページにも公開されていたわけでありまして、それを見ますと、この不均一賦課は、ご承知のように広域連合ができたときから採り入れられております。特に、医療が受けられない地区を対象に保険料の軽減を行ってきたという特別の措置でございます。現在では、この兵庫県の中で8地区が対象となっており、豊岡市の3地区、香美町の5地区ということになっております。

豊岡市は、平成25年度の75歳以上の高齢者の1人当たりの医療費65万8,135円ということで、県下一低くなっています。香美町は70万322円と、2番目に低くなっています。豊岡の3地区は、医療費の乖離率が26%を超しております。香美町の5地区のうち、1地区は32%以上、1地区は56%と極めて高くなっております。高齢化率も高く、言い方が悪いかもわかりませんが、医療難民と言っても過言ではないのか。そのために軽減してきた経過があるわけでありまして。懇話会では、他の広域連合ではないので廃止するとしておりますけれども、他の広域連合ではしていないから廃止するのではなくて、兵庫県の広域連合としてどうあるべきかと実態を見ながら取り組むべきではないかというふうに考えております。また、懇話会

の資料の中には、豊岡市、香美町の担当職員の意見として、必要な制度であり継続すべき、という意見が出されております。それらを受けて、最終的に懇話会では激変緩和策として2年間現行の2分の1とするという、こういう意見が提出されています。広域連合として、この懇話会より意見をまとめていただくようにされているわけですが、懇話会が決めたから広域連合としても従わざるを得ないという立場ではなくて、懇話会の意見は意見として尊重しながら、広域連合としてこれらの軽減措置については考えていくべきではないかと。来年2月に見直し条例を提出となっておりますけれども、当該地区の現況を調査して、慎重な対応が必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（玉田敏郎） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） まず、データヘルス計画についてお答え申し上げたいと思います。

各市町との関係ということで、補完的計画になるのかというご質問でございます。私ども基本的なスタンスといたしましては、広域連合が75歳以上の計画を独自に作るということではなくて、やはり実際にヘルス事業を41市町のそれぞれ地域の事情に応じておやりになられていますので、むしろ国保のデータヘルス計画の延長線上に75歳以上の計画を捉えていただきたいなというふうに思っております。老人保健法のときは、75歳以上も含めて各市町が健康診査をやっておられたのですが、75歳以上はやはり広域連合になったということで、各市町におかれてもどうしても財政面で義務が市町にないのだから、それほど力を入れなくてもいいのではないかと。というご意見もあるようにお聞きをしております。同じ市民、町民の方ですので、75歳以上になった途端実施主体が違うというのは、なかなか住民の方々からすれば理解がしにくいのではないかと。というふうに思っておりますが、そうは言いましても広域連合という41市町で成り立っている組織がございますので、国保のデータヘルス計画の延長線上に75歳以上の方の保健事業というのを捉えていただけないかというのを今、各市町の担当者の方にはお話をしているところでございます。いずれにしま

しても、広域連合と構成団体の41市町相まって住民の方にとっていい計画を作っていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

受診率につきましても平均で15%、それから目標として20%ということですが、41市町におきましてはかなり差がございます。高いところでは40%台のところもございますし、低いところでは1桁3%というようなところもあります。これにつきましても広域連合という平均という統計のマジックではなく、各市町に健康診査の受診率の数字をお示しして、いろいろ取り組みをしていただこうと思っています。ただ、平均としてはやっぱり老人保健法時の20%までには何とか持っていきたいなということで、ぜひとも進めていきたいというふうに思っています。

それから、保険料の不均一賦課のお尋ねでございます。これにつきましては、今年度私どもの医療制度懇話会で、3回にわたって議論をいただいたところでございます。これは医療制度懇話会という、特にこの問題を検討していただくために設置したわけではございませんので、もともと国民健康保険の運営協議会にあたるものをこの後期高齢者医療制度についても、第三者機関というようなことで設置をさせていただきます。これは47広域、いずれも名称は異なりますけども、こういった機関を設けておるところでございます。構成の委員の皆様は、学識経験者、いわゆる公益代表者。それから、医療関係者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、あるいは他の保険者ですね、協会健保、健保組合、国保、それから順番が一番後になって申しわけございませんが、被保険者代表ということで、75歳以上の方に入っていただきまして18名の方で議論をいただいております。各関係者のご意見を伺って、じっくり意見を重ねていただくということでございます。私ども事務局といたしまして、この不均一賦課制度、国制度の経過措置がなくなりましたので、この時期を捉えて、いま一度制度について、恒久措置として続けていくのがいいのかどうか、改めて検討をしていく必要があるのではないかとということで、懇話会の場でお諮りをしました。やはり、各部門のご意見として、やはりこの特定の地区の方、実態として医療費がその周辺の地域の方ともそう変わらない状況で、そこにお住まいの方のみに全被保険者の保険料でもって、その

保険料を軽減するという事は公平の点でどうなのかなという問題指摘がございました。

兵庫広域だけがやっているという経緯がございます。これも当初は実態がわかりませんでしたので、厚労省の指導に基づいてやったわけがございますけど、制度が8年目になる状況を迎えて、当該地域の医療費の実績、あるいは保険料の負担状況を勘案した上で、この制度については廃止を含めて見直しをしていってもいいんじゃないかというご提案を申し上げたところです。このたびはやはり私どもの説明、データも含めてご説明しましたし、無医地区が県内に8市町ございます。具体的なお名前を上げましたのは、豊岡市と香美町ですけど、8市町20地区無医地区はございまして、この制度の適用になっているのが1市1町の8地区でございます。この全8市町のご意見もお聞きをして、懇話会の場でもお示しをして、公平な議論をしていこうということでやってまいったところでございます。

理由として、他の広域がやってないからという、ただそれだけではなくて、私どもなぜ他の広域がやっていないのかということで調べましたら、やはり公平性の点で特定の地区、その無医地区ということでお住まいだということで、保険料が軽減されるのは公平性の点でどうなのかということで、他の広域も実施をされていないとの状況でございます。それも勘案いたしまして、懇話会で3回議論をいただいて、各部門の代表の方からは平成27年度末で不均一賦課制度を廃止するという提示案については妥当であるという最終意見を取りまとめていただきました。ただ、実際に適用されている地区の方のことを考えると、経過措置が必要ではないかというご意見も賜りましたので、28、29年度と2カ年にわたって経過措置を設けて、29年度末にはこの制度を廃止するという方針を出していくというように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（玉田敏郎） 藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 1点目のデータヘルス計画につきましては、実のあるものに何とかお願いしたいと。せっかく国のほうで法律が決まって、今年の4月1日から

適用され、1年間かけてデータヘルス計画を作っていくと。これは国保が一番大きいんですけども、やはり後期高齢者医療広域連合としても、取り組まなければならない課題ですので、先ほど言いましたように、市町との連携を十分に、やはり各市町が現在行っております市町の取り組みというの、正直言って明らかになっていません。特に後期高齢者が対象になってまいりますので、広域連合の場合は、その健康づくり、そして、高齢者の人が安心して暮らすことができるように、そういう指導も含めてぜひ、このデータヘルス計画を良いものにしていただくように連携を深めていただきたいと思います。

それから、不均一賦課につきましては、確かに国の制度は6年で打ち切られました。特に兵庫県の場合は、先ほど言いましたように、いわゆる独自施策として行ってきたわけで、これは41市町の国民健康保険を運営しておられる各市町でもやはり地区指定は恐らく行っておられないと思いますけれども、例えば、国保料の軽減のために一般会計のお金をつぎ込んでやっているところもあるかも知りませんし、全国的にはあるわけでありまして。そういうふうな兵庫県独自としての施策としても、この軽減措置は取り組まれてきたわけですので、ただ医療費云々ということだけではなく、ご承知のようにこの該当地区については非常に医療を受けるという十分な体制が整っていないというのが事実です。先ほど言いましたように、豊岡市は兵庫県41市町の中で1人当たりの医療費は非常に少ないと、かつてでは、高いところと比べますと、7割、8割、医療費が少ない。医療にかかる機会がないと。その中で市町それぞれの独自の取り組みをしながら医療難民を出さないで取り組んでおられますので、そういう点も考慮しながら兵庫県の広域連合として、この特例措置は設けられたものと。当初、私は広域連合議会にいなかったのでわかりませんが、その判断をされて議会としても了解をして、取り組んできた制度でございますので、懇話会の意見は尊重しながらもやはり実態を見ながら、この不均一賦課については検討をお願いしたい。来年の2月に条例改正が提出されるようでありまして、それまでに再度、十分な検討を、各地域の実態を把握していただいで対応していただきたいと思いますというふうに思います。

が、この点についての再質問を終わります。

○議長（玉田敏郎） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） 医療費の違いというのは41市町あるわけでございます。この後期高齢者医療制度というのは、都道府県単位、つまり兵庫県を一つの単位として運営をしているということで、どこにお住まいになられても同一所得であれば同一の保険料というのが大きな原則であります。この無医地区にお住まいの方について、一定の要件を満たせば、さらに軽減するということについては、当初データがない中で、恐らく無医地区ということで医療機関が少ないということで、医療費が少ないだろうと。県下均一の保険料になるとそれは上がるだろうという一つの、一種仮説だったと思います。何もない段階でまずやってみようということで、兵庫広域も取り組んだわけでございます。実際には無医地区にお住まいの方も含めて、医療費の状況、ご指摘のように県平均よりは低い数字がございます。ただ、一方で保険料については、軽減の特例措置も含めまして、9割、8割5分、7割というようなこと、あるいは5割、2割という形になっておりますので、この既存の軽減措置で十分負担能力に見合う保険料設定になっているのではないかと。その上にさらにそこから2割ないし4割の軽減を、ほかの皆様の保険料を財源にしてやるのが、どれほど公平性の点から合理性があるのかという問題意識でございます。もちろん、無医地区の方の医療の状況というのは、厳しいものはあるというのは承知をしているわけでございます。これにつきましては、懇話会の意見でも出ましたが、それはやはりそういった地域の医療の供給サイドのあくまでも施策の話で、そこに医師を配置するとか、懇話会においてもドクターヘリというようなご指摘もございましたけども、そういう負担の話ではなくて、供給サイドからやはり改善していくべきものではないかと。それを加入者の保険料で保険料を軽減するというのはどうなのかというご指摘があったところでございます。

私どももこの7年間の状況を見た上で、現実にも今、無医地区に住んでおられる方の保険料の負担状況を勘案した上で、これは原則に戻ってこの特例的な取り扱いという

のを見直したほうがいいのではないかという判断になったわけでございます。ご理解をいただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（玉田敏郎） 質問は終わりました。

ここで議事の都合により、副議長と交代いたします。

○副議長（八幡儀則） 日程第15「議長の辞職」を議題といたします。

本件は、玉田議員から議長辞職願が提出されましたので、お諮りするものでございます。地方自治法第117条の規定により、玉田議員の退席を求めます。

（玉田議員 退席）

○副議長（八幡儀則） お諮りいたします。

玉田議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（八幡儀則） ご異議なしと認めます。

よって、玉田議員の議長辞職は許可されました。

退席中の玉田議員の入場を許可します。

（玉田議員 入場）

○副議長（八幡儀則） 玉田議員からご挨拶があります。

○1番（玉田敏郎） 議長退任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

私は、昨年2月27日に広域連合議会議長に就任いたしました。その間、議員各位には、格段のご理解、ご協力をいただきましたことを心から御礼申し上げます。

簡単ではございますが、退任のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

（拍手）

○副議長（八幡儀則） ご挨拶は終わりました。

次に、日程第16「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(八幡儀則) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(八幡儀則) ご異議なしと認めます。

よって、副議長において議長に20番、三田市の吉岡議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(八幡儀則) ご異議なしと認めます。

よって、吉岡議員が議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長(吉岡正剛) ただいま、皆様方のご推挙をいただき、広域連合議会議長に就くとになりました吉岡でございます。

皆様方のご協力を得まして、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単でございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(八幡儀則) ご挨拶は終わりました。

この際、議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

○議長（吉岡正剛） それでは、議事を進行させていただきます。

次に、日程第17「副議長の辞職」を議題といたします。

本件は、八幡議員から副議長辞職願が提出されましたので、お諮りするものであります。

地方自治法第117条の規定により、八幡議員の退席を求めます。

（八幡議員 退席）

○議長（吉岡正剛） お諮りいたします。

八幡議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉岡正剛） ご異議なしと認めます。

よって、八幡議員の副議長辞職は許可されました。

退席中の八幡議員の入場を許可します。

（八幡議員 入場）

○議長（吉岡正剛） 八幡議員からご挨拶がございます。

○37番（八幡儀則） 副議長退任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

私は、皆様方に選任いただき、広域連合議会副議長に就任いたしました。在任中、議員各位には、格段のご理解、ご協力をいただきましたことを心から御礼申し上げます。

簡単ではございますが、退任のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

（拍手）

○議長（吉岡正剛） ご挨拶は終わりました。

次に、日程第18「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉岡正剛) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉岡正剛) ご異議なしと認めます。

よって、議長において副議長に38番、上郡町の遠山議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉岡正剛) ご異議なしと認めます。

よって、遠山議員が副議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長(遠山寛) ただいま、皆様方のご推挙をいただき、副議長に就くことになりました遠山でございます。

吉岡議長を補佐し、本議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○議長(吉岡正剛) ご挨拶は終わりました。

次に、日程第19、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山中広域連合長。

○広域連合長(山中 健) ただいま上程されました、同意第1号「兵庫県後期高

「高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の25ページをお開きください。

本件は、戸田善規副広域連合長が本日付をもって退任しますので、副広域連合長として、新たに清水ひろ子播磨町長を選任いたしたく、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

何卒、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉岡正剛） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告ありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉岡正剛） ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

この際、本日付をもって、副広域連合長を退任されます戸田多可町長、また、ただいま副広域連合長に選任されました清水ひろ子副広域連合長より、それぞれ発言を求められておりますので、これを許可します。

まず、戸田多可町長、よろしくお願ひいたします。

○多可町長（戸田善規） 発言のお許しをいただきまして、誠にありがとうございます。

副広域連合長の退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私は、皆様方にご選任をいただき、平成23年度の途中より副広域連合長に就任をさせていただきました。3年6カ月の在任中、議員各位には、格段のご理解とご協力をいただきましたことを心から御礼を申し上げます。

極めて簡単でございますけれども、後の清水副広域連合長に対しましても、同様に支援をお願い申し上げたい。そのことを付け加えさせていただいて、退任のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

(拍手)

○議長（吉岡正剛） 次に、清水ひろ子副広域連合長、お願いいたします。

(清水副広域連合長 入場)

○副広域連合長（清水ひろ子） 失礼いたします。発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

ただいま、皆様方のご同意をいただき、副広域連合長に就任いたしました播磨町長の清水でございます。広域連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑な実施に向け努めてまいる所存でございます。議員各位におかれましては、何卒、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長（吉岡正剛） ご挨拶は終わりました。

次に、日程第20、同意第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、11番、加古川市 岡田議員の退席を求めます。

(岡田議員 退席)

○議長（吉岡正剛） 提案理由の説明を求めます。

山中広域連合長。

○広域連合長（山中 健） ただいま上程されました、同意第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」について、ご説明申し上げます。

定例会提出議案の26ページをお開きください。

本件は、平成26年第1回定例会で選任いたしました北山議員が監査委員の職を退任されましたので、後任に広域連合議員のうちから選任する監査委員として、加古川市の岡田議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

何卒、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉岡正剛） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉岡正剛） ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

退席中の岡田議員の入場を許可いたします。

（岡田議員 入場）

○議長（吉岡正剛） 次に、日程第21「議会運営委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第1条で、任期は1年といたしておりますので、同条例第3条の規定により、議長におきまして、1番、神戸市玉田議員、6番、洲本市 濱田議員、22番、篠山市 酒井議員、23番、養父市 藤原議員、32番、稲美町 古谷議員、以上5名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉岡正剛） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は、全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、終始ご審議を賜り、また、議事進行にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

この際、広域連合長よりご挨拶がございます。

連合長。

○広域連合長（山中 健） 本日の定例会におきまして、ご提案申し上げました各議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれもご賛同いただき厚く御礼申し上げます。

今後とも、関係41市町とも連携・協力し、引き続き、現行制度の安定的な運営に努めてまいりたいと思いますので。議員各位におかれましては、より一層のご指導を賜りますよう、お願いを申し上げます。

本日は長時間本当にありがとうございました。

○議長（吉岡正剛） ご挨拶は終わりました。

これをもちまして、第27年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後3時55分閉会）

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 玉 田 敏 郎

副 議 長 八 幡 儀 則

議 長 吉 岡 正 剛

署名議員 行 澤 睦 雄

署名議員 笹 倉 康 司